

## 定款施行細則

2010年12月12日 制定  
2013年 3月10日 改定  
2018年 8月30日 改定  
2021年 6月13日 改定  
2023年12月10日 改定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会(以下、「当法人」という。)定款第70条により、本法人の運営に必要な事項を定める。

### 第2章 事業

#### (リハ工学カンファレンスの開催)

第2条 定款第5条第1項第1号に基づき、研究発表会として、リハ工学カンファレンスを年1回開催する。

第3条 リハ工学カンファレンスの開催にあたり、リハ工学カンファレンス実行委員会およびリハ工学カンファレンス事務局を設置する。

2 リハ工学カンファレンス実行委員会には、リハ工学カンファレンスの運営に対して責任を負う代表職を定め、その職に就く者を置く。

第4条 リハ工学カンファレンス実行委員会の代表職に就く者は理事会の承認を経て、会長が任命する。

2 リハ工学カンファレンス実行委員会の委員は前条で任命された代表職に就く者が選出し、担当理事の承認を経て、会長が任命する。

第5条 リハ工学カンファレンス実行委員会およびその代表職に就く者ならびにリハ工学カンファレンス事務局の任期は当該事業に関する期間とする。

第6条 リハ工学カンファレンスの実施に関する規定は、別に定めるものとする。

#### (協会誌の発行)

第7条 定款第5条第1項第2号に基づき、協会誌「リハビリテーション・エンジニアリング」を発行する。

2 協会誌の発行は原則として年4回とする。

3 その他の刊行物の発行は、その都度協議する。

第8条 協会誌の発行にあたり、協会誌編集委員会を設置する。

2 協会誌編集委員長は必要に応じて協会誌編集事務局を設置することができる。

第9条 協会誌編集委員長は理事会の承認を経て、会長が任命する。

2 協会誌編集委員は担当理事の承認を経て、会長が任命する。

第10条 協会誌編集委員会の任期は原則として2年とする。

第11条 協会誌の発行に関する規定は、別に定めるものとする。

#### (分科会活動)

第12条 定款第5条第1項第3号に基づき、分科会活動としてSIG(スペシャル・インタレスト・グループ)および支部を設置する。

第13条 SIGおよび支部の設置は理事会の承認を経て、会長が認定する。

第14条 分科会の代表は当該分科会の活動について、担当理事を通して理事会に報告する。

第15条 SIGおよび支部の設置に関する規定は、別に定めるものとする。

(講習会・講演会などの開催)

第16条 定款第5条第1項第4号に基づく講習会、講演会あるいはこれに準ずる事業は、担当理事を定めてその都度企画する。

第17条 前条に定める事業は、その規模および内容あるいは開催地等の条件に基づき、都度実行委員会を組織して実施する。

第18条 第16条に定める事業は、担当理事の発案に基づき理事会の承認を得て実施する。

第19条 第17条に定める実行委員会の委員長は理事会の承認を経て、会長が任命する。

2 第17条に定める実行委員会の委員は担当理事の承認を経て、会長が任命する。

第20条 第16条に定める事業の実施に係る要項等は当該事業の実行委員会が定め、担当理事の承認を得ることとする。

(福祉機器コンテスト)

第21条 定款第5条第1項第5号に基づき福祉機器コンテストを年1回開催する。

第22条 福祉機器コンテストの実施にあたり、福祉機器コンテスト事務局および選考委員会を設置する。

2 福祉機器コンテスト事務局は理事会が設置する。

第23条 福祉機器コンテスト選考委員は理事会の承認を経て、会長が任命する。

2 福祉機器コンテスト選考委員長は担当理事が就任する。

第24条 福祉機器コンテスト事務局および福祉機器コンテスト選考委員会の任期は当該事業に関する期間とする。

第25条 福祉機器コンテストの実施に関する規定は、別に定めるものとする。

(国際連携)

第26条 定款第5条第1項第6号に基づき国外関連機関との連携を図り協力活動を行う。

第27条 国際連携推進を実施するにあたり、国際連携推進委員会を設置する。

第28条 国際連携推進委員長は理事会の承認を経て、会長が任命する。

2 国際連携推進委員は担当理事の承認を経て、委員長が任命する。

第29条 委員長並びに委員の任期は原則として2年とする、ただし再任を妨げない。

第30条 国際連携推進に関する規定は、別に定めるものとする。

(災害対策)

第31条 定款第5条第1項第7号の一つとして、災害対策等に関する活動を行う。

第32条 災害対策等を実施するにあたり、災害対策委員会を設置する。

第33条 災害対策委員長は理事会の承認を経て、会長が任命する。

2 災害対策委員は担当理事の承認を経て、委員長が任命する。

第34条 委員長並びに委員の任期は原則として2年とする、ただし再任を妨げない。

第35条 災害対策等に関する規定は、別に定めるものとする。

(専門委員会)

第36条 定款第5条1項第6及び7号に関する事業は、定款第65条に基づく専門委員会を設置して実施する。

第37条 専門委員会の委員長は理事会の承認を経て、会長が任命する。

第38条 専門委員会の委員は担当理事の承認を経て、会長が任命する。

第39条 専門委員会の任期は理事会で定めた期間とする。

第40条 専門委員会の委員長は専門委員会の活動について理事会に報告する。

第41条 専門委員会の設置に関する規定は、別に定めるものとする。

第3章 会員

(正会員)

第42条 定款第10条第1項第1号に定める正会員のうち、団体の場合は、その代表者1名のみが正会員としての権利を行使することができる。

2 法人格を持つ団体の場合は、個人名の記名ではなく、代表者の職名をもって登録し、その職に付く個人1名のみが、正会員の権利を行使できるものとする。

3 法人格を持たない団体の場合は、代表者個人名の記名とし、個人の場合と同様の扱いとする。

(賛助会員)

第43条 定款第10条第1項第2号に定める賛助会員は、その団体の構成員において、口数に応じた賛助会員の権利を有し、この権利はその団体の構成員において連帯して行使することができる。

2 法人格を持つ団体の場合は、法人名および口数をもって登録し、法人が権利・債務等の一切の義務を負うものとする。

3 法人格を持たない団体の登録においては、代表者個人名および口数に応じた個人名を併せて登録し、その個人が権利・債務等の一切の義務を負うものとする。

(会費)

第44条 定款第12条の各項に定める入会金及び年会費は、以下の通りとする。

(1)正会員(個人) 入会金 1000円、 年会費 10,000円

(2)正会員(法人) 入会金 1000円、 年会費 10,000円

(3)賛助会員(個人)入会金 0円、 年会費 1口 10,000円 1口以上

(4)賛助会員(法人)入会金 0円、 年会費 1口 10,000円 3口以上

(5)学生会員 入会金 0円、 年会費 4,000円

2 前項の規定にかかわらず、正当な理由がある場合、理事会の承認を経て減額措置を受けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、任意団体日本リハビリテーション工学協会の正会員であるものが、引き続き本法人の正会員になる場合は、入会金を免除する。

(入会)

第45条 定款第11条に定める入会申込書は、別紙1の通りとする。

2 別紙1に定める入会申込書に必要な事項が記載されていれば、別紙1の様式に関わらず、電磁的方法に

より申請することができる。

(退会)

第46条 定款第14条に定める退会届は、別紙2の通りとする。

- 2 別紙2に定める退会届には、記名・押印を必要とし、電磁的方法にではなく、郵送により届け出ることとする。

(権利と義務)

第47条 定款第17条に定める会員としての権利は、以下の通りとする。

- (1) 本会主催事業及び後援・協賛等の行事への会員資格での参加
- (2) 当該期間に発行される協会誌の受け取り及び既刊号(任意団体日本リハビリテーション工学協会発行分を含む)の優待購入
- (3) カンファレンスでの発表及び協会誌への投稿
- (4) その他、理事会で決議された事項

- 2 定款第17条に定める会員としての義務は、以下の通りとする。

- (1) 本細則第44条に定める入会金及び年会費
- (2) その他、社員総会で決議された事項

- 3 会員が第2項に定める義務を未履行の場合には、理事会は当該会員に対し、その義務が履行されるまで第1項に定める権利を停止することができる。

## 第4章 役員等

(役員を選出)

第48条 役員を選出のための選挙に関する規定は、別に定めるものとする。

(名誉会長および顧問)

第49条 名誉会長および顧問の推挙は、別に定めるものとする。

(報酬)

第50条 常勤の理事及び監事に対する報酬は、別に定めるものとする。

## 第5章 基金、資産及び会計

(基金)

第51条 基金の取り扱いに関する規定は、別に定めるものとする。

(基本財産)

第52条 当面の間、本法人は基本財産を持たない。

(会計)

第53条 会計の取り扱いに関する規定は、別に定めるものとする。

## 第6章 補則

第54条 定款第45条に定めるとおり、本施行細則の変更または追加は、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、第44条(会費)、第50条(報酬)及び第52条(基本財産)の変更にあたっては、定款第12条、第39条および第58条第2項の規定に従い、理事会の承認の後、社員総会の承認を必要とする。

## 附則

この規則は平成30年8月30日から施行する。

この規則は令和3年7月1日から施行する。

(別紙1)入会申込書

送信(郵送)先 一般社団法人日本リハビリテーション工学協会 事務局 〒235-0033 神奈川県横浜市磯子区杉田2-7-20 FAX:045-353-8365 Email:resja@resja.or.jp	発信元  会員番号(協会員のみ):
--	-------------------------

年 月 日

## 入会申込書 (兼、変更届)

( □ については該当するものにチェック(レ印)をつけてください)

- ・入会を希望します
- ・会員種別  一般会員 (入会金 1,000円、年会費 10,000円)  
 学生会員 (入会金 不要、年会費 4,000円)  
\*学生会員は単年度会員となりますので、継続する場合は毎年入会手続きをお願いします
- ・入会金と年会費は郵便振替で \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に振込みました  
[郵便振替] 番号: 00260-9-54031 名称: 一社)日本リハビリテーション工学協会

・会員情報 1. フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

2. 所属先名・部署 \_\_\_\_\_

学年 \_\_\_\_\_ \*学生会員のみ記入してください

所属先住所 〒 \_\_\_\_\_

所属先TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

所属先Email \_\_\_\_\_

3. 自宅 自宅住所 〒 \_\_\_\_\_

自宅TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

自宅Email \_\_\_\_\_

- 4. 協会誌送付先  所属先  自宅
- 5. メールニュース配信  所属先  自宅  フリーメール希望

\*フリーメールについては協会ホームページ(入会申込フォーム)にてご確認ください

6. 分野 / 職種 (本協会に参加する際に最も適当と思われるあなたの分野・職種を選んでください)

- 1. エンジニア  2. 医師  3. PT  4. OT
- 5. ST  6. 看護師  7. 教育  8. 指導員
- 9. 福祉機関職員  10. 学生  11. PO
- 0. その他 (具体的に: \_\_\_\_\_)

\*事務局からの連絡のため、1. 2. 3. の項目はすべてご記入ください

この用紙はコピー可です。また、この用紙以外でも必要事項が記載してあれば受け付けます。  
ホームページの入会申込フォームからの手続きが可能です。>>



(別紙 2)退会届

一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会  
会長 殿

退 会 届

都合により、\_\_\_\_\_をもって、貴協会を退会いたします。  
(年度、または退会希望日をご記入ください。)

会員番号:

氏 名: 印

住 所:

電 話: ( )